

## スポーツ振興くじ（第675回～第676回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第153号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成25年1月9日

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
理事長 河野 一郎

### 1 スポーツ振興投票の名称

別紙1～2のとおり

### 2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙1～2のとおり

### 3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

#### (1) 楽天銀行株式会社

東京都品川区東品川4丁目12番3号

（ただし、インターネット販売に限る。）

#### (2) 株式会社ジャパンネット銀行

東京都新宿区西新宿2丁目1番1号

（ただし、インターネット販売に限る。）

#### (3) 株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

（ただし、インターネット販売に限る。）

### 4 合致の割合の種類

別紙3のとおり

### 5 特定指定試合を実施する期日又は期間

別紙1～2のとおり

### 6 試合当たり投票種類数

別紙3のとおり

### 7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙1～2のとおり

### 8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙3のとおり

### 9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙3のとおり

### 10 その他

発売及び払戻しは全国

- ・ **スポーツ振興投票の名称**  
第675回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**  
平成26年1月25日（土）～同年2月1日（土）
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**  
平成26年2月1日（土）及び同年2月2日（日）
- ・ **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**
  - (1) B I G  
以下の特定対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
  - (2) B I G 1 0 0 0  
以下の特定対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
  - (3) m i n i B I G  
以下の特定対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
2/1	①	ホッフェンハイム (ホツフ)	ハンブルガーSV (ハンブ)
2/1	②	バイヤー・レヴァークーゼン (レバク)	VfBシュツットガルト (シュツ)
2/1	③	シャルケ04 (シ04)	VfLヴォルフスブルク (ボルフ)
2/1	④	FCアウグスブルク (アウグ)	ヴェルダー・ブレーメン (ブレメ)
2/1	⑤	FSVマインツ05 (マイン)	SCフライブルク (フライ)
2/2	⑥	ハノーファー96 (ハノフ)	ボルシア・メンヘングラードバッハ (メンヘ)
2/1	⑦	ニューカッスル・ユナイテッド (ニユカ)	サンダーランド (サンダ)
2/1	⑧	ウェストハム・ユナイテッド (ウハム)	スウォンジー・シティ (スウォ)
2/2	⑨	ストーク・シティ (ストシ)	マンチェスター・ユナイテッド (マンU)
2/2	⑩	フラム (フラム)	サウザンプトン (サウサ)
2/2	⑪	ハル・シティ (ハル)	トテナム・ホットスパー (トテナ)
2/2	⑫	カーディフ・シティ (カデフ)	ノーウィッチ・シティ (ノウチ)
2/2	⑬	エヴァートン (エバト)	アストン・ヴィラ (アスト)
2/1	⑭	クイーンズ・パーク・レンジャーズ (クイン)	バーンリーFC (バンリ)

- ・ **スポーツ振興投票の名称**  
第676回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**  
平成26年2月1日（土）～同年2月8日（土）
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**  
平成26年2月8日（土）及び同年2月9日（日）
- ・ **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**
  - (1) B I G  
以下の特定対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
  - (2) B I G 1 0 0 0  
以下の特定対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
  - (3) m i n i B I G  
以下の特定対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
2/8	①	アイントラハト・フランクフルト (フラン)	アイントラハト・ブラウンシュヴァイク (ブラウ)
2/8	②	ヴェルダー・ブレーメン (ブレメ)	ボルシア・ドルトムント (ドルト)
2/8	③	1. FCニュルンベルク (ニュル)	バイエルン・ミュンヘン (バイエ)
2/8	④	SCフライブルク (フライ)	ホップエンハイム (ホツフ)
2/8	⑤	VfLヴォルフスブルク (ボルフ)	FSVマインツ05 (マイン)
2/9	⑥	ハンブルガーSV (ハンブ)	ヘルタBSC (ヘルタ)
2/8	⑦	リヴァプール (リバプ)	アーセナル (アセナ)
2/9	⑧	サウザンプトン (サウサ)	ストーク・シティ (ストシ)
2/9	⑨	スウォンジー・シティ (スウォ)	カーディフ・シティ (カデフ)
2/9	⑩	チェルシー (チェル)	ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカ)
2/9	⑪	クリスタル・パレス (クリス)	ウェスト・ブロムウィッチ・アルビオン (ウエブ)
2/9	⑫	アストン・ヴィラ (アスト)	ウェストハム・ユナイテッド (ウハム)
2/9	⑬	ノーウィッチ・シティ (ノウチ)	マンチェスター・シティ (マンC)
2/9	⑭	サンダーランド (サンダ)	ハル・シティ (ハル)

・合致の割合の種類

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) B I G (ビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) B I G 1 0 0 0 (ビッグセン)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) m i n i B I G (ミニビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・試合当たり投票種類数

(1) B I G

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) B I G 1 0 0 0

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) m i n i B I G

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

- 1等 25分の19
- 2等 100分の9
- 3等 50分の1
- 4等 25分の1
- 5等 25分の1
- 6等 20分の1

(2) B I G 1 0 0 0

- 1等 5分の3
- 2等 20分の3
- 3等 20分の3
- 4等 10分の1

(3) m i n i B I G

- 1等 2分の1
- 2等 5分の1
- 3等 10分の3

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) B I G

- 一口300円に対し、3億円(加算金のあるときにあっては、6億円)

(2) B I G 1 0 0 0

- 一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあっては、4億円)

(3) m i n i B I G

- 一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあっては、4億円)